

平成 31 年 1 月吉日

会員各位

道 友 協 会
道 友 サービス
道 鍼 会
会長 田畑興介

不適切な被保険者等への照会に係る調査および報告について

謹啓 貴院におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊会の活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 5 月 24 日に厚生労働省保険局保険課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課、保険局医療課の連名の事務連絡「柔整療養費の被保険者等への照会について」が発出されたことは既にご承知のことと存じます。

本事務連絡は、一般社団法人全国柔道整復師連合会（以下全整連）と公益社団法人日本柔道整復師会が協調し厚生労働省に対し長きに亘り働きかけた結果、「受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない」との内容を含み、さらに不適切な二次点検業者への対応に言及されていたことから、全整連から弊会を通し昨年 7 月から 8 月にかけて情報提供のご協力をお願いさせていただきました。その節は、多大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

厚生労働省に全国から集まった情報総数は 180 件、その内 40 件が全整連からの提供とのことで、さらに情報提供を積み上げ、不適切な被保険者等への照会の廃絶に向けて厚生労働省に協力すべく、追加の情報提供をお願いする次第です。

ご多忙中誠に恐縮ではございますが、被保険者等の適切な受療の観点からご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

下記の要件に該当する「柔道整復療養費の被保険者等への照会」を別添の「不適切な被保険者等への照会の連絡票」にご記入のうえ被保険者等への照会票を添付し、平成 31 年 2 月 22 日までに弊会事務局宛てに FAX または郵送にて情報提供下さいますようお願い申し上げます。

なお、あはき施術についても柔道整復と同様に療養費の支給対象であることから、広くご意見を集約させて頂き別途厚生労働省に情報提供させて頂きたく存じます。併せてご協力をお願い申し上げます。

- 月に 1 回、1 部位施術の請求についての照会
- 悉皆調査による照会
- 相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない照会
- 複数枚にわたる大部かつ詳細な照会
- 回答欄が複雑な照会（医学的専門性が高すぎる等）

※内容につきましては正確な記載をお願い致します。上記要件を満たすことなく、例えば感情的な内容等で占められているものは情報として採用されない可能性がございます。

ご不明な点がございましたら、弊会までお問い合わせ下さい。

TEL : 06-6533-3300 FAX : 06-6533-5577

以上

不適切な被保険者等への照会の連絡票

保険者名	<input type="checkbox"/> 協会けんぽ（支部） <input type="checkbox"/> 健康保険組合（組合） <input type="checkbox"/> 国民健康保険（） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療広域連合（）
被保険者等への照会 実施者(委託業者)名	
具体的な内容	

※被保険者等への照会票の添付をお願いいたします。

団体名 連絡者の氏名 施術所名 住所 連絡先	道友協会
------------------------------------	------

【相談窓口】

厚生労働省 保険局医療課内 柔道整復療養費被保険者等への照会担当